

大阪 21 世紀の新環境総合計画の一部見直しについて

環境審議会からのご意見（平成 26 年 11 月）

環境総合計画部会の指摘に基づき、計画の一部見直しについて検討する必要がある。

- ・計画の一部の目標、施策・事業の展開や工程について、国の施策等を踏まえ、また、より施策効果が高まるよう、見直しを検討すること。
- ・「低炭素・省エネルギー社会の構築」の分野において、新たな計画等との整合を図る。

主な見直し内容

○各分野における目標（2020 年）と見直し箇所

分野	現行の目標（2020 年）	見直し内容
Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	<p>○国の取組と連動し、1990 年度比で 25%の温室効果ガス排出量を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を 50%に増やす。 ・府域の太陽光発電の導入による CO2 削減量を 2009 年度比で 30 倍以上に増やす。 	<p>○温室効果ガス排出量を 2005 年度比 7%減</p> <p>（削除）</p> <p>※個別の目標は大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に記載。</p>
Ⅱ-2 資源循環型社会の構築	<p>○資源の循環をさらに促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物：リサイクル率を倍増する。（2008 年度比） ・産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減（2010 年度実績を踏まえて定める） 	<p>（変更なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物：（変更なし） ・産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量を 48 万トン以下とする。
	<p>○リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 ・資源物を分別している府民の割合を概ね 100%にする。 	<p>（変更なし）</p> <p>（変更なし）</p>
Ⅱ-3 全てのいのちが共生する社会の構築	<p>○生物多様性の府民認知度を 70%以上にする。</p>	<p>（変更なし）</p>
	<p>○生物多様性の損失を止める行動を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動する府民を 30%増加する。（7 万人→9 万人） ・保安林や鳥獣保護区等の地域指定を新たに 2000ha 拡大する。 	<p>（変更なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動する府民の割合を倍増する。（2014 年 6.0%） ・（変更なし）

○各分野における施策部分の見直し箇所

<Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築>

【施策の方向】欄

- ・「産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」
⇒ 「家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」に見直し。
- ・「地球温暖化に対する適応策、ヒートアイランド対策の推進」を追加

【主な施策】欄

- ・H27.3 に策定した大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にあわせ、地球温暖化に対する適応策の記述の追加等見直し。

<Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進>

- ・H27.3 に策定した「おおさかヒートアイランド対策推進計画」にあわせ、「ヒートアイランド現象の緩和」の項を「ヒートアイランド対策」として、ヒートアイランドに対する適応策の記述の追加等見直し。

○表現の見直し箇所 「Ⅳ 《施策推進に当たっての視点》環境と成長の両立に向けて」

⇒ 「Ⅳ 《施策推進に当たっての視点》持続可能な環境・経済・社会の実現」

○その他、各分野の工程表を修正